

## (仮称)越前市パートナーシップ宣誓制度について

### 1. 制度の趣旨

本市では、本年3月に「第2次越前市男女共同参画プラン」を改定し、一人ひとりが個人として尊重され、あらゆる差別や偏見による不平等な扱いを受けることなく、自由に能力を発揮できる社会の実現を目指しています。

性の多様性への理解が進み、誰もがかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現に向けた取組みの一助として、パートナーシップ宣誓制度を導入します。

### 2. パートナーシップ宣誓制度とは

双方又は一方が性的少数者であるカップルが、互いを人生のパートナーとして支え合い、協力し合う関係あることを市長に対し宣誓することにより、市がその事実を確認し、公的に認める制度です。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありません。

#### ※ 性的少数者とは

性的指向(恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向)が異性愛のみではない者、及び性自認(自分自身の性別に関するある程度の持続的な自己意識)が戸籍上の性別と異なる者

### 3. 他自治体の状況

平成27年11月に、東京都渋谷区と世田谷区において、全国で初めて「パートナーシップ制度」が導入されて以後、令和4年8月1日現在、全国で225の自治体が制度を導入しています。

#### (1) 全国の導入状況

導入自治体数：225自治体(令和4年8月1日現在)

認定件数：3,168組(令和4年6月30日現在)

#### (2) 北陸3県の導入状況

導入自治体数：2市(令和4年8月1日現在)

金沢市…令和3年7月1日運用開始 (認定件数:10件)

白山市…令和3年12月10日運用開始 (認定件数:0件)

### 4. 制度導入の必要性

性的少数者の方々は、周囲の理解を得られにくいことにより、学校や職場など生活の様々な場面において差別や偏見を受けるなど、生きづらさを抱えています。

また、誰にも打ち明けられずに悩んでいる人も少なくありません。

昨年度実施した「越前市男女共同参画プラン改定のための市民意識調査」では、「(現代社会は)LGBTなどの性的少数者にとって生活しづらい社会だと思うか」との質問に対し、回答した778人の約6割が「思う」「どちらかといえば思う」と回答しており、約3割が改善に必要だと思う取組みとして「パートナーシップ制度の導入」を選択しています。

### 5. 制度導入の効果

2人の関係を市が対外的に証明することにより、精神的な安心感や生きづらさの軽減、社会的な理解につなげるとともに、制度の周知により性的少数者に対する市民の理解を深めます。

### 6. 導入時期（予定）

令和4年10月1日

### 7. 制度の根拠

(仮称)「越前市パートナーシップ宣誓制度実施要綱」

### 8. 宣誓することができる方の要件

双方又は一方が性的少数者であるカップルが、次のいずれにも該当することが必要です。

- (1)双方が民法に規定する成年に達していること。
- (2)双方又は一方が市内に住所を有している(市内への転入を予定している場合も含む)こと。
- (3)双方に配偶者がいないこと。
- (4)双方が他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- (5)宣誓する相手が近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族)でないこと。  
(ただし、パートナー同士で養子縁組をしている場合を除く。)

### 9. 制度導入により受けられるサービス例

- (行政)
- ・市営住宅 … 同居親族要件適用
  - ・税証明書の申請、交付 … 同居親族と同様委任状不要で申請可能
  - ・罹災証明書の申請、交付 … 同居家族と同様申請可能
  - ・犯罪被害者遺族見舞金 … 遺族要件適用

- (民間)
- ・生命保険 … 保険金受取人として指定可能
  - ・クレジットカード … 家族カードの申込可能
  - ・携帯電話 … 携帯料金の家族割引適用
  - ・自動車保険 … 家族限定特約で配偶者として補償



# 越前市パートナーシップ宣誓制度



## 宣誓の流れ・制度のイメージ

### 宣誓の流れ

#### ① 宣誓の事前連絡



事前に市民協働課に電話、メールでご連絡ください。  
(市民協働課TEL:0778-22-3293)

必要書類や宣誓日の調整をします。

受付時間は、月曜～金曜(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分までです。

#### ② パートナーシップ宣誓書の提出



①調整した日時に必要書類を持って、市民協働課にお越しください。

②職員が必要書類を確認し、宣誓者が要件に適合するか確認します。

③宣誓書を市に提出します。

※宣誓可能時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分です。

※郵送での提出も可能です。

#### ③ 宣誓証明書等の交付



申請書類に不備がなければ、後日宣誓書受領証(A4版)、受領カード(名刺サイズ)を交付します。

宣誓書提出の1週間後を目途に、ご自宅に郵送します。市民協働課でもお受け取りいただけます。

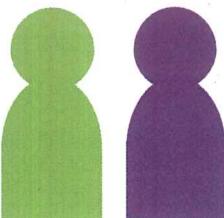
※郵送で提出された場合は、宣誓書提出の1週間後を目途に、ご自宅に郵送または市民協働課でお受け取りいただけます。

### 制度のイメージ

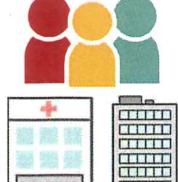
#### 越前市



#### パートナーシップを宣誓する2者



#### 市民・事業者の皆様



制度の周知啓発・活用の場が増えるようにご協力のお願い

## パートナーシップ宣誓書受領証・受領カード

